

5月11日(土) 10時半、第7回通常総会

午後は市民後見のシンポジウム。ふるってご参加ください

NPO法人東三河後見センターは平成19年4月から事業を開始し、この3月31日で満6歳を迎えます。人間ではまだ児童期ですが、成年後見分野を専門に扱う法人がきわめて少なかったことから、地域で頼りにされる存在にまで成長することができました。

6年間の主な実績は次のとおりです。

成年後見等の申立てに至った相談支援件数：83件 ・ 受任件数：58件

市民後見関係の実績は次のとおりです。

平成22～23年度 市民後見検討委員会と市民後見人養成研修の実施。

受講者31名・修了者26名

平成24年度 市民後見人の受任開始

裁判所への市民後見人登録者名簿18名分を提出

実際に受任して後見人等の活動をしている市民後見人の人数：8名

市民後見人が事務担当をしている件数：23件

市民後見人の活動は始まったばかりです。活動の質を絶えず向上させ、さらに広げ、活発化することができれば、遠からず地域になくしてはならない存在となるでしょう。

当法人の活動の波及効果に加え、老人福祉法第32条の2が新設され、平成24年4月から市町村に市民後見人の養成と支援が義務づけられたことにより、東三河各市の成年後見支援センター開設の動きが一気に進みました。豊川市は先行して平成23年10月に成年後見支援センターを豊川市社会福祉協議会内に開設しました。豊橋市は今年5月に、新城市と蒲郡市は今年10月にそれぞれセンターを開設する予定です。田原市は平成20年2月にすでにセンターを開設していますので、今年10月には東三河の5市すべてにセンターがそろふこととなります。当法人の設立趣旨に掲げた「・・・成年後見制度を利用者・市民により身近なものにし、その利用を促進する・・・」を6年間、地道に追求し続けた結果であり、会員の皆様の力強い支えがあったればこそと感謝しています。

こうした現状を確認していただき、今後の計画を論議、決定していただくため、第7回通常総会を次のように開催します。総会終了後、「市民後見の展望(仮題)」と題したシンポジウムを開催し、会場の皆様と一緒に市民後見の展望を切りひらきたいと考えています。ぜひご予約ください。*シンポジウムは誰でも、無料で参加できます。(代表理事 長谷川卓也)

第7回通常総会

日時：5月11日(土) 10:30～12:00

シンポジウム「市民後見の展望(仮題)」

日時：5月11日(土) 13:30～16:00

13:30～14:30 講演「市民後見の展望(仮題)」

講師：弁護士 中村成人氏(当法人顧問)

14:40～16:00 シンポジウム「市民後見の展望を現場から探る(仮題)」

シンポジスト調整中

会場は午前、午後とも豊川市文化会館です。

市民後見人の思い

後見を受任後、相続放棄が受理された特異なケース

小林 佳子

私は、2年前まで建築設計業務に携わっていましたが、社会福祉士の資格を取得し、昨年より障がい者就労継続B型事業所に勤務し、現在、福祉職歴1年目です。

平日の勤務が空いた日と土・日を利用し、被後見人に合った私にできる援助で、その人がより豊かな暮らしのできるお手伝いが出来ればと思い、市民後見人になりました。

私が受任のケースは、裁判所への申立てから参加させていただきました。

ご本人は、重度の知的障がいがあり、施設で安定した生活をされており、障害年金を受給し、親御さんが生前に本人名義で相応の預金をしてくれていて、お金には一生困らない見通しです。そして、お父様が他界され、相続が発生しました。ご兄弟は数人おられ、お兄様は農業を後継してみえます。相続財産としての農地は沢山ありますが、相続税を支払うためには恐らく土地を売却せざるを得ないでしょう。

ご本人は、幼少より重度の障がいがあったため、大金を使って何かをしたいとか、何かを購入したいなどの願いを持つことは難しいです。中途障がい者ならば、以前はこの様なことを望んでいたからこの様なことにお金を使って差し上げようと推定することが可能かもしれませんが、それもできません。そのため、成年後見を受任後、熟慮の上、長谷川代表により相続放棄の申立てが行われました。通常は本人の財産を守るために後見制度が存在し、遺産分割協議の際、本人の相続分を確保するのが後見人の職務ですが、この様に特別な事情が有りましたので、被相続人死亡日より約4か月後に、家庭裁判所は相続放棄の申立てを受理しました。

尚、相続放棄は、民法917条に「法定代理人が未成年者又は成年被後見人のために相続の開始があったことを知ったときから起算する。」とあり、後見開始の裁判が確定しそれを知った3か月以内ならば、申立てが可能です。

ご本人は発語の数が少なく意志の疎通が難しいですが、好き嫌いなどの表現は有り、「〇〇さんは、バナナが好きですか？」と尋ねると、「うん。」と答え、嫌いだと答えませんでした。柔らかい手触りの物やミニチュアカーなどのおもちゃを持っていると心が落ち着かれるので、ご本人に喜んで貰えそうなおもちゃなどが信頼関係を築くツールになりそうです。先日は小さな熊のぬいぐるみをお渡ししたら、大変喜ばれました。お金の使い方としては少額ですが、これも後見人の職務の一環なのだと思います。ご本人や施設の方々と、末永くお付き合いをさせていただこうと思います。

「成年後見とわたし」

村川賢一

昨年の7月から、当NPOのもとで市民後見人としての活動をしております。

現在受け持っているのは、数ケースになっていますが、単独世帯の方は、1ケースのみで、後は主に知的障がいをお持ちの施設生活者の方々と、日常的な身上監護の活動場面を要求されるものではありません。

そのようなことから、これまで受講してきた市民後見人講座において典型的な説明事例として、披露されてきたお話はできませんが、独りの後見人（全くの卵ですが）として考えていることを、吐露してみたいと思います。

定年退職をきっかけに、自らの経験を生かした社会貢献活動ができないものかといった動機での取り組みなので、最初から大きな成果を期しての活動とはいえないものがあります。そんな中で、心の中では、何かもやっとしたものを感じていましたが、昨日読んだ本：鷲田清一著「じぶん・この不思議な存在」から安心を得ました。

実際の後見活動（特に身上監護において）は、後見人とのペアリングで被後見人さんの生活支援を実践して行くわけですが、その二人の関係性といったようなものを客観的に眺めてみると、被後見人さんの顔をとおして「自分」がおぼろげながら見えてくるような気がします。話は違いますが、震災などのボランティアが逆に元気をもらいましたなどと言う状況もあります。後見活動自体に勿論きちんとした意味がありますが、社会貢献のことばよりも、自らに帰ってくるココロの動きを実感できる事実は、後見人にとっての小さなしあわせを秘めているような気がします。

身体障害のある息子と認知症の母親との生活

杉山 智子

重度の身体障害がある50代の息子さんとの生活が、認知症ではあるが、子供のことを深く思う母親の生きがいとなっている。長男と夫を亡くし、遠くは離れた故郷の思い出も途切れ途切れしか記憶がなくても、目の前のテレビのリモコンのスイッチがどれであるのか分からなくても、今、体の不自由な息子が何をしてもらいたいのかが分かり、息子の思う通りの行動ができるのである。通常であれば、高齢である母は息子の介護を受け何不自由なく安心した生活を送っているはずである。母親の保佐人である私にとって、財産管理はもちろんのこと、二人が寄り添い穏やかな生活が少しでも長続きする支援（身上監護）が大切と思っている。

身上監護とは

二人の生活を支えているのが、介護保険・障害者自立支援制度です。訪問介護・ケアマネ・訪問看護との連携が必要になる。体調不良で食事の量が少なくなり数日後、本人の様子の異変をヘルパーが発見、訪問看護に連絡、低血糖を起こしていることが判明し危機を脱したことがある。その他、入院契約の締結・解除、診療報酬等の支払い、通院の付き添いも含まれます。家屋の修繕請負契約、居所の変更時の家財道具の処分等、身内でない私にとってこのようなことを行っても良いのだろうかと思ひ悩むつらいことも今後のご本人の生活を考えれば致し方のない、生活を守る責任があるのだからと思いを切り替えた。ならば将来の生活設計を見据えて無駄のない生活状態がベストであるのかと言えば、もちろんNO。楽しみがあってこそその人生である。ただ認知症である本人にとって意思表示は難しい。端から見れば、床が抜けおちそうな状態でも、緊急時には家具で身動きが出来なくなるかもしれないそんな不安ばかりの生活でも、ご本人にとっては居心地の良い環境なのかもしれない。その判断は自己決定の尊重になる。平成24年の「高齢社会白書」によれば、60歳以上の高齢者の90%は、現在の住宅に「ある程度満足」、身体が虚弱しても3分の2が自宅にとどまりたいとの回答がある。

こんなことも・・・

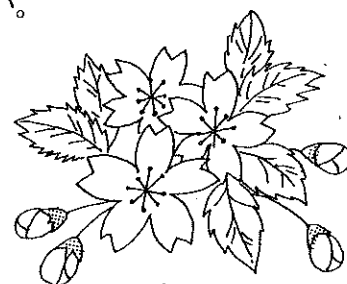
深夜ガラスが割れる音がして、人（泥棒？）の気配を感じたと息子が翌朝ヘルパーに訴えた。弱者世帯にとってただ事ならぬ深夜の異常は、不安の種となる。警察への被害届を行うことにした。が派出所では、「後見人？」身内なのか・他人なのか・・・しばらく待たされ、「成年後見制度とは」何か説明を求められた。その後は快く対応して頂き、現場を確認し「今後は見回りが必要ですね」ということになった。

自己決定とは

判断能力が低下したご本人の支援はどこまで行えばよいのだろうか？ご本人の意思の尊重と安全性・保護との調和を考えた判断は、少なからず後見人の倫理観・価値観が含まれる。過不足がない支援で残存能力の活用を心がけていてもどこか不安は残る。ならば、本人が決定することができるような支援は出来ないだろうか？自宅と変わらぬ支援が施設でも受けられないだろうか・安心が確保できる環境に馴染む様な支援は出来ないだろうか、お二人と十分話し合いを重ね、納得いく答えを探す様最前を尽くす努力が必要になる。

今後必要なことは

高齢な母と障がいがある息子さんとの生活は、このまま継続することはほぼ不可能である。被保佐人である母親の亡き後は、後見業務修了となり、残された息子さんの一人暮らしを支える社会資源はないに等しい。被後見人にとっても気がかりな心配の種であろう息子の今後は思えば、二人の生活に必要な支援が見えてくる。住み慣れた家ではあるが、将来安心した生活を望むならば施設入所が必要となるが、それには私にとっては、越える山が多い。

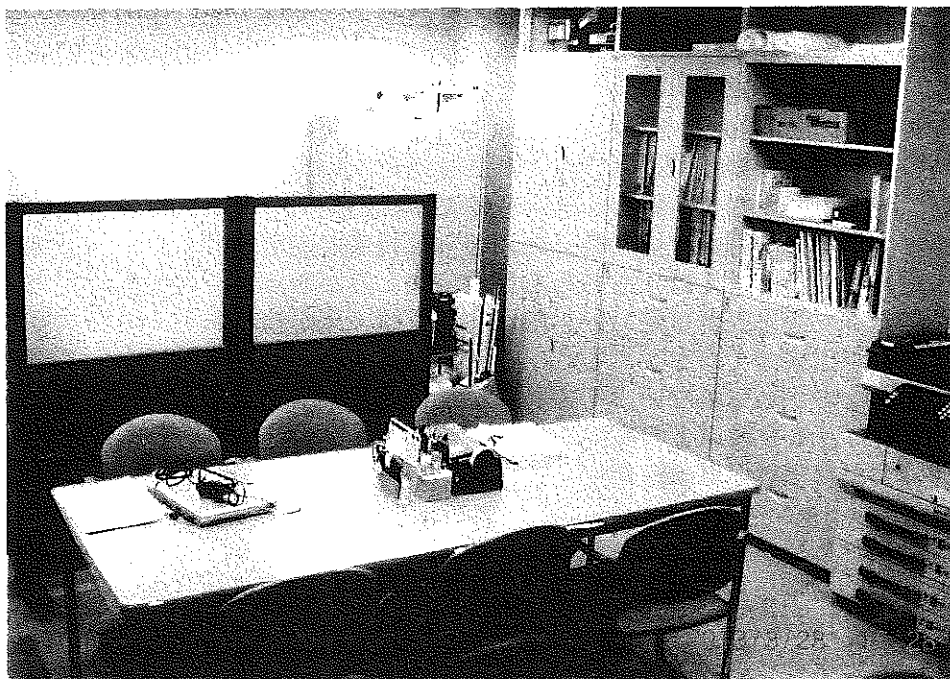


会員と市民後見人の皆さんが使いやすいように 事務所を模様替えしました。気軽にご利用を！

事務所の中央に作業台を置き、会員の皆さんが本を読んだり、市民後見人の皆さんが後見等の事務担当者として事務作業ができるようにしました。パソコンも置いてあり、自由に使うことができます。

平日の午前9時から午後4時まで、いつでも使うことができますが、時々事務所を空にすることがありますので、事前に電話で確認の上おいでください。

事務所の電話番号 0533-80-2707



事務所中央の作業台。壁際の棚の書籍は4月にはもう少し増えています。

成年後見関係の本やDVDの貸し出しを開始します

「実践 成年後見」のバックナンバーを揃えたほか、成年後見の実務、相続、消費者被害等の専門雑誌や書籍をある程度そろえています。成年後見制度を分かりやすく伝えるDVDもあります。

勉強したい方はいつでも事務所に来て読んでいただいても結構ですし、1週間単位で貸し出しもします。気軽にご利用ください。



会員数 (H25年3月29日現在) 寄付金 (平成24年4月～平成25年3月29日)

個人	正会員	65名
	賛助会員	26名
法人	正会員	3法人
	賛助会員	2法人

259,500円

延べ件数19名 (実人数9名)